**様式第１－４号**

|  |
| --- |
| 農協使用欄 |
| No. |

肥料価格高騰対策事業の申請に関する確認書

１．申請要件の確認　※両方にチェックを入れていただける方が支援対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 農産物の販売を行っています。（例：ＪＡへの農産物の出荷、直売所での販売など） |
| □ | 化学肥料の使用量２割低減に取組む意向があります。 |

２．申請書類の確認

申請に必要な書類　※提出書類にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 化学肥料低減計画書（様式第２号） |
| □ | 対象となる肥料を注文・購入したことを証明する書類の写し |
|  | ※肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限ります。  （例）・注文書（予約含む）　及び　請求書または領収書  　　 ・肥料注文・購入にかかる支払額・請求額通知書 |
| □ | 肥料価格高騰対策事業の申請に関する確認書（様式第１－４号） |
| □ | 農産物の販売実績を確認できる書類の写し |
|  | ※当ＪＡ以外で農産物の販売を行っている方のみ  （例）・販売伝票または決算書、確定申告書 |
| □ | 支援金受取口座の通帳写し |
|  | ※できる限りＪＡの口座としてください。 |

３．申請確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ＪＡを通じて申請を行う肥料費は、支援対象期間外のものは含まれておらず、また取組実施者への重複申請はありません。 |
| □ | ＪＡを通じて申請を行う肥料費のうち、当ＪＡ以外で購入したものは、「本対策事業の支援対象要件である肥料法に定められた肥料であること」および「奨励金等を控除した後の肥料費であること」に間違いありません。 |
| □ | 支援金の交付要件を満たさないことが判明した場合や虚偽申告の事案が判明した場合等には、支援金を返還すること、または交付されないことに異存ありません。 |

|  |
| --- |
| 注意事項　※下記の事項を必ずご確認ください。  ・令和４年秋肥と令和５年春肥は、それぞれまとめて、別々に申請いただくこととなりますが、申請漏れがありますと追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れがないかご確認ください。  ・化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくことがあります（令和５年10月頃を予定）  ・取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書（様式６号）」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を実施したことが確認できる書類」（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しを提出していただく必要があります。（令和６年10月頃を予定）  ・取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行われることがあります。  ・取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管する必要があります。 |

上記の内容を確認し、チェックした項目について間違いありません。

受付日：令和　　年　　月　　日

　　　氏名（自署）